

## 三菱自とパナ、実習生受け入れ不可に 認定取り消し

有料記事

浦野直樹 2019年1月25日14時06分

### 三菱自動車とパナソニックの技能実習計画の認定取り消し



三菱自動車とパナソニックの技能実習計画の認定取り消し

法務省と厚生労働省は25日、三菱自動車（東京都）とパナソニック（大阪府）など4社について、国に提出していた技能実習計画の認定を取り消したと発表した。三菱自は実習計画と異なる作業をさせたこと、パナソニックは社員をめぐる労働基準法違反が確定したことが問題とされた。4社は5年間、新たな実習生の受け入れができなくなり、新在留資格「特定技能」の外国人も同じ期間、受け入れられない可能性が高い。

が高い。

技能実習生の労働環境などを保障するため、2017年に施行された技能実習適正化法に基づいて実習計画を取り消された企業は過去に4社あるが、主要企業は初めて。三菱自、パナソニックは処分について「真摯（しんし）に受け止めている」などとそれぞれコメントした。

法務省によると、三菱自は岡崎製作所（愛知県岡崎市）で溶接作業を学んでもらうために受け入れたフィリピン人の実習生28人に、実習計画にはなかった車の部品の組み立てなどの作業をさせていた。同省は27人の認定を取り消し、1人は計画通りの作業に従事させるよう、改善命令を出した。27人のうち24人はすでに帰国し、残りの3人は別の企業に転籍したという。

同製作所での同様の不正は実習生の受け入れを始めた08年から始まり、国の調査が入った昨年5月まで続いていたという。今回の処分によって、三菱自で働いている残りの実習生は計画で示された期限が切れると、別の企業への転籍や帰国を余儀なくされる。同省は三菱自に実習生を派遣していた監理団体「協同組合フレンドニッポン（FN）」（広島市）などについても調査をしている。

パナソニックは、富山県砺波市にある工場で男性社員に違法な時間外労働をさせていたとして18年春に労基法違反で罰金刑が確定。実習生の労働環境が問題になったわけではないが、技能実習適正化法は労働法令に違反した法人が実習生を受け入れることを禁じているため、法務省などは同社の工場で働く中国人やマレーシア人の実習生82人の認定を取り消した。82人は帰国するなどした。

ほかに計画を取り消されたのはアイシン新和（富山県入善町）とダイバリー（茨城県坂東市）。それぞれ、刑事罰が確定したことなどが理由となった。

4月に施行される改正入管法の省令案では、技能実習計画を取り消された法人は5年間、「特定技能」の外国人も受け入れられない。3月中に告示予定で、原案の通りであれば、今回の4社も適用される。（浦野直樹）